

# 墨田区消費者ニュース

平成27年7月発行 第104号

みらいあいの活力とどろ

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

平成26年度（平成26年4月から平成27年3月）に、  
**1,945** 件の相談が寄せられました。

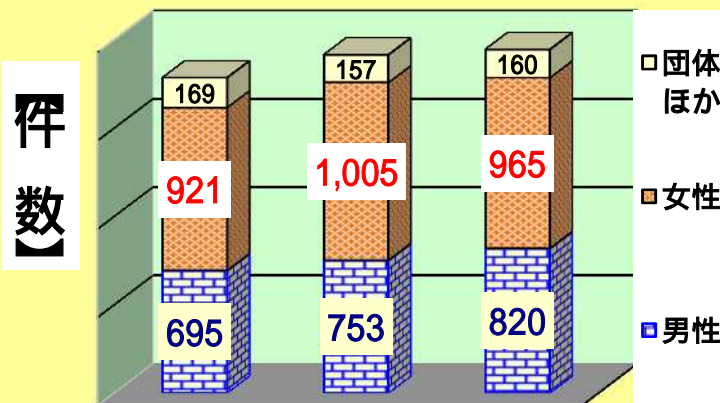
消費生活相談の総件数は、前年度比1.6%（30件）増えました。

その中で相談内容分類別だと、「運輸・通信サービス」に関する相談が、前年度比12%強（93件）増えています。

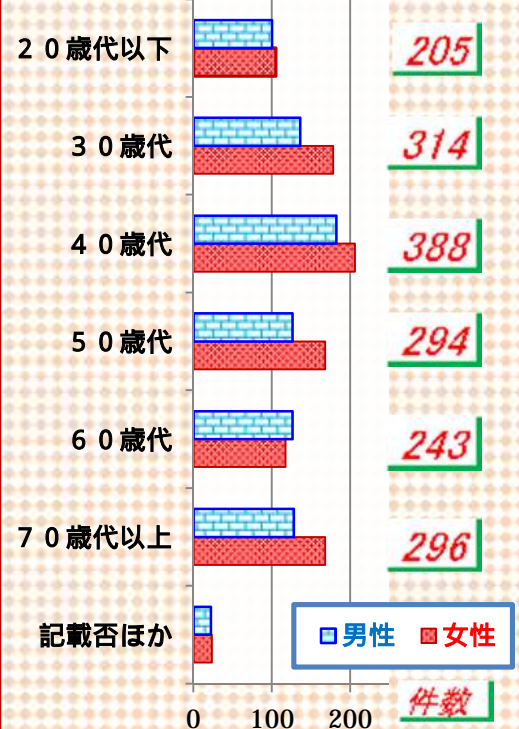
これは、パソコンやスマートフォンの普及によってインターネットが便利に使い、「ワンクリック請求」「メールによる架空請求」「通信販売」などによるトラブルや被害が増えていることによります。

次号では相談内容分類別に主たる相談事例をご紹介します。

## 相談件数（相談者性別・年齢）推移



総件数 1,785 1,915 1,945  
年度 24年度 25年度 26年度





## 副業サイトに登録したら 出会い系サイトだった！



自宅でできる仕事を探すためスマホで副業サイトにアクセスした。『携帯、パソコンがあればいつでも稼げる』と広告があり、男性の悩みや相談を聞いて稼いだ人の経験談が出ていた。会員登録したら、「僕の話聞いてくれたらお礼に3,000万円振り込みます。」とメールが来て、直後に副業サイトから「男性からお金を預かっている。男性と連絡先を交換し、お金の振込先を教えてください。」とメールが来た。

メールのやり取りにポイント料金がかかるが、後で男性からのお金が振り込まれるはずなので、何度かメールのやり取りをし、指示されるままポイント料金をクレジットカード決済していたら合計30万円になってしまった。不審なのでお金を返してほしい。



相談者は副業サイトに登録した経緯やメールのやり取り、要望を書面にしてカード会社等に送付し、消費者センターがサイトと交渉しました。結果、サイトが提示した返金額に相談者が合意し、後日返金されました。

### 【アドバイス】

この相談は、仕事と思って男性とメールのやり取りをしたつもりが、出会い系サイトでお金を使ってしまったというものです。出会い系サイトで多額のポイント料金を使わせるサクラの存在が問題視されています。

出会い系サイトに誘導させる手口は様々です。消費者センターが交渉しても解決できないことがあります。ケースバイケースです。不審なサイトには近づかないでください。

### すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

